

# 小樽市立松ヶ枝中学校 部活動ガイドライン

令和8年4月（一部改訂）

## 小樽市立松ヶ枝中学校 部活動ガイドライン

### ※ 部活動の意義

中学校の部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒が、学級や学年の枠を越えて集まり、自発的・自主的に行う活動であり、楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係を構築し、明るく充実した学校生活を送るために、大変重要な教育活動です。

このガイドラインでいう「部活動」とは、校長を中心とした責任体制の下で学校教育活動の一環として行われる活動であり、技術や体力の向上はもとより、生徒の規範意識や社会性、自主性を高めつつ、豊かな人間性を育むことをねらいとします。

### 1 部活動の位置づけ

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）には、その教育的意義から部活動について「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明記された。

学校において計画する教育活動として、指導者の明確な指導や、多くの人の理解と協力の下、生徒たちが自ら考え、工夫し、協力して成果を出していけるような自主性を尊重した「魅力ある部活動」が展開されるよう配慮することが大切である。

そのためには、学校は、部活動の運営に関して、生徒、保護者に活動の目的や内容、スケジュール等について十分説明し、理解と協力を得られるよう努める。

#### 中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）抜粋

##### 第 1 章 総則 第 5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動と連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親近感の涵かん養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする

### 2 部活動の目標

#### (1) 個性の伸長

共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め技能を高める。

#### (2) 自主的生活態度の育成

余暇の善利用を図り、自律的・自主的な生活態度を養う。

#### (3) 望ましい人間関係の育成

先輩・後輩の望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身につけ、社会性を養う。

### 3 部の設置について

#### (1) 設置の条件

原則として、活動場所があり、指導顧問がおり、部活動が成立するに足る生徒がいること。

#### (2) 設置方法

部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、学校や生徒の状況を踏まえながら、職員会議を経て校長が決定する。

(3) その他

- ①原則として、設置は単年度とし、年度ごとに見直す。
- ②同好会は設置しない。

#### 4 部活動の加入について

- (1) 部活動へは、希望する者が加入することとし、部のかけ持ちは認めない。ただし、拠点校部活動についてはその限りではない。
- (2) 加入には、保護者の同意を必要とする。(部活動加入申込書への署名)
- (3) 部活動の年度途中の変更は認めないことを原則とする。やむを得ない場合の途中入退部、転部などについては、当該の部活動顧問、担任、保護者が連絡・連携をとりながら対応する。(転部・退部届の提出)
- (4) 年度ごとに加入の手続きを行う。

#### 5 活動時間等について

- (1) 平日の部活動について
  - ①活動時間は、2時間以内とする。
  - ②原則として週に2度休養日を設ける。平日1日、土・日のいずれか1日
  - ③原則として、朝練習は行わない。
  - ④年度初めの活動は基本的に行わない。
- (2) 休日及び長期休業中の部活動について
  - ①活動時間は原則として3時間以内とする。
  - ②土日のいずれかは休養日とすることを原則とする。ただし、大会等については校長の許可を得て、参加や活動を行うこともある。
  - ③長期休業中においては、生徒が十分な休養を取ったり、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けたりする。
- (3) 定期テスト前の部活動について
  - 3日前(土日を含まない)から部活動は休止する。
- (4) 職員会議、研修日等の会議日の部活について
  - 部活動休止日とし部活動は行わない。ただし、大会等が近い場合は、校長の許可を得て活動を行うこともある。
- (5) その他
  - 新年度の顧問が決定していない時期の活動については、前年度の顧問等が担当して指導に当たる。

#### 6 部活動推進に係る留意事項

- (1) 指導者について
  - 部活動は、指導者の監督の下で行う。校長の許可を得て、部活動指導員、外部コーチを活用することができる。
- (2) 活動の基本姿勢について
  - 部活動は、校長の承認を得た年間計画・月間計画などに基づいて行う。各種計画は部活動顧問が保管する。

- (3) 対外試合、練習試合、コンクール等について  
校長が教育上必要と認めた場合に参加できる。
- (4) 学校生活における部活動参加の位置づけ  
授業、学習活動はもとより、生徒会（委員会）活動、学級会活動が部活動より優先する。
- (5) 部活動の所属について  
部活動は参加希望制とする。
- (6) 経費について
  - ①部活動費と松ヶ枝中学校 PTA からの補助により活動する。松ヶ枝中学校 PTA からの補助については、その規約に従う。
  - ②部活動費は、保護者などと連携・協議し適切に執行する。
  - ③部活動費を保護者から徴収する場合は、年度の会計決算を保護者に示すとともに、校長に提出する。
- (7) 災害の補償について  
スポーツ振興センターの保険を活用する。なお、支給に際しては活動計画等の提示が必要となる。

## 7 部活動保護者会について

- (1) 各部活動の運営に当たっては、その活動を円滑に進めることができるよう、保護者の協力を図るため、部活動保護者会を組織することができる。ただし、保護者会を組織する・しないに関わらず、部活動の方針を年度当初に保護者に周知する。（集合またはオンラインによる説明会の実施、資料配布 等）

## 8 その他

- (1) 部活動での宿泊練習は禁止とする。(協会や連盟主催の宿泊練習については、保護者の責任または許可を得て参加させること)
- (2) 個別面談などの行事により顧問が指導を行えない場合は、別途巡回指導者を配置する。
- (3) 活動時間、下校時間、設備、備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合や日常の学校生活におけるルール違反の継続や重大な品行不良や社会道徳に逸脱する行為があった場合は、当該部活動を停止することがある。
- (4) 運動部の服装は、指定ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加する。
- (5) カバンなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らずに下校する。
- (6) 更衣室は更衣のみに使用し、物を置かないこととする。
- (7) 顧問不在の場合は活動しない。
- (8) 用具の出し入れ、鍵の管理については顧問の許可を得ること。
- (9) 活動終了後は、清掃、整備を行い、部活動顧問が消灯、窓や非常口の施錠などの点検を行う。
- (10) 協会等主催の大会等の際に、選手以外の生徒が観客として参加する場合は、選手席に立ち入ったり、パフォーマンスに悪影響を与える言動をしたりしないように指導する。
- (11) 新1年生から、春休み中の部活動への参加について申し出があるときは、以下の条件を全て満たす場合に許可することができる。(見学のみであれば、保護者の承諾があれば可)
  - ・保険に加入していない状態での活動であることを含め、参加について保護者の承諾があること(4/1以前の活動の場合)
  - ・ケガの恐れが少ない活動に限定して参加すること
  - ・当該競技の経験者であるなど、他生徒の練習に支障がないこと
  - ・校長の承認を得ること

\* 部活動設置外種目の中体連大会（市内大会、全道大会など）への引率は、その都度、担当係を中心に協議する。

平成31年4月19日施行  
平成31年3月29日改訂  
令和4年4月1日一部改訂  
令和5年4月20日一部改訂  
令和6年4月10日一部改訂  
令和6年6月6日一部改訂  
令和7年4月7日一部改訂  
令和8年4月1日一部改訂